

III 研究ノート III

ドイツ信託公社による民営化の法的基礎 —— 信託公社定款に定める民営化 (1) ——

古川 澄明

はじめに

1. 信託公社定款 (以上, 本号)
2. 信託法施行令
3. 信託法と民営化の現実

おわりに

はじめに

東西両ドイツ間で1990年5月18日に「通貨・経済・社会同盟の創設に関する国家条約」(7月1日発効)が調印され、ドイツ再統一(8月23日ドイツ統一条約調印, 1990年10月3日発効)への動きが加速していた東ドイツ時代に、東ドイツの人々は自らの手で国有企業を民営化(私有化)する法律を定め、その施行のための定款を作成し、民営化事業に着手していった。民営化法とは、1990年6月17日付の「信託法¹⁾」である。同法については、前稿において、その詳細を検討した。本稿では、信託公社定款²⁾と信託法施行令³⁾を検討しようとするものである。

因みに、ドイツ再統一前夜のこの時期に進行した東西ドイツ間関係の政治的動きは、次の通りである。

- 1) Gesetz zur Privatisierung und Reorganisation des volkseigenen Vermögens (Treuhandgesetz) vom 17. Juni 1990 (Gesetzblatt der Deutschen Demokratischen Republik = GBl. I Nr. 33 S. 300).
- 2) Satzung der Treuhandanstalt vom 18. Juli 1990, in: Beschluss des Ministerrates über die Satzung der Treuhandanstalt vom 18. Juli 1990 (GBl. I Nr. 46 S. 809).
- 3) Erste Durchführungsverordnung zum Treuhandgesetz vom 15. August 1990 (GBl. DDR 1990 I, No. 53, S. 1076); Fünfte Durchführungsverordnung zum Treuhandgesetz vom 12. September 1990 (GBl. DDR 1990, I, No. 60).

- 5月18日 — 西ドイツと通貨・経済・社会同盟の創設に関する国家条約を調印する。
- 7月1日 — 通貨・経済・社会同盟の創設に関する国家条約が発効し、東ドイツに西ドイツ・マルクが導入される。
- 8月23日 — ドイツ民主共和国（東ドイツ）のドイツ連邦共和国（西ドイツ）へ加入（Beitritt）に関する人民議会の決議⁴⁾が行われる。
- 8月31日 — ドイツ統一の実現に関する東西ドイツ間条約（統一条約⁵⁾）が調印される。
- 9月12日 — ドイツに関する最終規定条約こと「2プラス4条約⁶⁾」がモスクワで調印される。この条約は、東西両ドイツと第2次世界大戦戦勝4カ国（フランス、イギリス、ソ連、米国）の間で結ばれたドイツに対する最終戦後処理に関する条約である。通常、「2プラス4条約」と呼ばれる。
- 10月3日 — ドイツ再統一の実現

1. 信託公社の定款

「定款」は、1990年7月18日の閣僚評議会（議長・首相デメジエール de Maizière）によって決議され、同年7月22日の人民議会において採択されている⁷⁾。定款の冒頭には、次のように、その制定の目的が明記されている：「1990年6月17日の人民所有財産の私有化および再編成に関する法律『信託法』⁸⁾」（GBL I Nr.33 S.300）の施行のために、以下の定款が決定される⁹⁾」。

- 4) Beschluß der Volkskammer über den Beitritt der DDR zur Bundesrepublik Deutschland vom 23. August 1990.
- 5) Vertrag zwischen der Bundesrepublik Deutschland und der Deutschen Demokratischen Republik über die Herstellung der Einheit Deutschlands vom 31. August 1990 (Einigungsvertrag).
- 6) Vertrag über die abschließende Regelung in bezug auf Deutschland, Zwei-plus-Vier-Vertrag Moskau, 12. September 1990.
- 7) Treuhandanstalt (Hrsg.): *Dokumentation 1990 - 1994*, Bd.1, Berlin: November 1994, S.277.
- 8) Gesetz zur Privatisierung und Reorganisation des volkseigenen Vermögens (Treuhandgesetz) vom 17.Juni 1990.
- 9) Beschluss des Ministerrates über die Satzung der Treuhandanstalt vom 18.Juli 1990 (GBL I Nr. 46 S. 809).

定款は18箇条で構成され、最後に付則「信託公社によって創設されるべき信託株式会社 (Treuhand-Aktiengesellschaften) の区分」が設けられている。

本文は14区分、すなわち「信託公社の法的地位」(第1条)、「信託公社の任務、権利および義務」(第2~4条)、「分権的組織構造」(第5~6条)、「管理評議会、構成」(第7条)、「管理評議会の任務」(第8条)、「会議と決議」(第9条)、「管理評議会の委員会」(第10条)、「理事会」(第11~12条)、「資本参加」(第13条)、「資本参加に関する概観」(第14条)、「経済計画」(第15条)、「年度末決算と状況報告書」(第16条)、「会計検査院による監査」(第17条)、「終末規定」(第18条)から成り立っている。上記付則に記された「信託株式会社」は、後述の通り、4つの産業分野で創設されるものとされている。そこで、定款の第1条から検討を始めることとする。

(1) 信託公社の法的地位

信託公社は、「公法の機関」(Anstalt des öffentlichen Rechts)である。公社はその任務の達成にあたって、社会的市場経済の原則を顧慮しなければならない、また公益上の目的に貢献しなければならない、とした(第1条第1項)。つまり、信託法に準拠して、公社は、社会主義的計画経済の原則ではなく、「社会的市場経済の原則」に従って、その目的を達成しなければならないことを、再確認している。さらに公社は「首相」(Minisiterpräsidenten)の監督下に置かれ¹⁰⁾、その本部はベルリンに設けられることも再確認している(同第2~3項)。実際に、公社本部は西ベルリンと国境を接する東ベルリンのライプツィヒ通り (Leipziger Straße) の現連邦財務省ビルに入居した。公社本部が置かれた建物には、ドイツの波乱の歴史が刻まれている。1935年にナチ政権下のドイツ空軍相ヘルマン・ゲーリング (Hermann Göring, 1893-1946) の指示で建設されたといわれる堅牢な建物はオフィス2000室以上を収容し、当時ベルリン最大のオフィス・ビルであったといわれる。第2次世界大戦後は、このビルに東ドイツ政府経済行政諸省が入居したが、そこに信託公社が入ることとなった。当時、「ゲーリング・ビル」と巷間で呼ばれたが、

10) 拙稿「ドイツ信託公社による民営化の法的基礎 — 信託法に定める民営化 —」『山口経済学雑誌』第57巻第6号、2009年3月参照のこと。

後に同社総裁となったローヴェーダーの不慮の死を悼んで、1992年にこのビルは「ローヴェーダー・ハウス」(Detlev-Rohwedder-Haus)と名付けられた。信託公社の業務が1994年末に終了した後、連邦財務省が入った¹¹⁾。

(2) 信託公社の任務、権限および義務

信託公社の任務 (Aufgaben) は、信託法に準拠して、公社に委託される人民所有財産を私有化 (民営化) し利用することを委任されることによって規定される。この目的のために、公社は、以下の使命を帯びるものとする、とした (第2条) :

- ① 可能な限り多くの企業の競争能力を創出し、それによって職場を確保し、また新しい職場を生み出さなければならない、
- ② 市場の要求に応える企業の再建と構造適合を支援しなければならない、
- ③ 効率的な企業構造の発展を促進しなければならない。

信託公社は、その任務の遂行のために、とくに以下の政策の実現のための前提を創出しなければならない、とした (第3条) :

- ① 企業の持分 (Geschäftsanteile)、株式 (Aktien) およびその他の財産価値 (andere Vermögenswerten) を市場の条件に応じて売却すること、
- ② 国内外の投資家による企業への資本参加、
- ③ 再建政策の実施、
- ④ 企業を資本市場に導き、有価証券の発行を支援すること、
- ⑤ もはや再建できない企業の解散。

すなわち、信託公社は、民営化つまり市場の条件に応じた国営企業資本の売却だけでなく、東ドイツ国内外の投資家による企業への資本参加、企業再建政策の実施、資本市場からの企業の資本調達への支援、再建不可能な企業の解散といった政策の実現のための前提を生み出すこととしている。

そこで、信託公社は、東西両ドイツ間で締結された国家条約こと通貨条約

11) 拙稿「ドイツ信託公社の誕生の軌跡に関する予備的考察 — ベルリンの壁崩壊からドイツ再統一まで —」『山口経済学雑誌』第56巻第6号、2008年3月、162頁。

の第27条（起債・負債条項）に準拠して、信託法第2条第7項（起債・負債条項）の枠内で、以下のことを行う権限を持つものとした（第4条第1項）：

- ① 信用を引き受けること、
- ② 債券を発行すること、
- ③ 保証（Bürgschaften und Garantien）を引き受けること。

さらに、信託公社は、人民所有財産の在高把握（Bestandsaufnahme）と同財産の収益力、経済の構造適合と国家財政の再建のための同財産の優先的な利用ののちに、信託法第5条第2項（収益利用条項）の施行では、法律に基づいて国民に人民所有財産への持分権（Anteilsrecht）を与える機会（Möglichkeit）を予定するものとした（第4条第2項）。

(3) 分権的組織構造

定款では、信託法の関係条項に準拠して、信託株式会社の創設がより具体的に成文化されている。すなわち、信託公社は、その任務を、「信託株式会社」（Treuhand-Aktiengesellschaften）に関する分権的組織構造（dezentrale Organisationsstruktur）において実現するものとする。公社により、信託法第7条第2項（信託株式会社創設条項）に従って、経済諸部門を包括する信託株式会社（branchenübergreifende Treuhand-Aktiengesellschaften）が創設されなければならない。信託株式会社は、重工業、投資財工業、消費財工業、サービス業（Dienstleistungen）といった4つの業種区分において設けられるものとした（付則）。つまり、これらの4つの業種区分においてそれぞれ信託株式会社を創設し、全国営企業を資本金会社へ転換し、業態別に類別して、転換後の資本金会社の持分ないし株式をいずれかの信託会社に保有させる形で、信託公社が東ドイツ国営企業全体（郵便、鉄道等を除く）を統轄し民営化事業を推進する、といった民営化事業の分権的組織構造の形成が構想されていたのである。したがって、公社は信託法の同条項に則り、信託株式会社の単独創設者である。公社は信託株式会社の株式を引き受ける。株式は譲渡できないものとする、とした（第5条）。

定款では、信託公社と信託株式会社の関係は、次のように、具体的に規定された。すなわち、信託株式会社は経済的原則に従って組織され、行動を起し、また信託株式会社に委譲された財産の私有化と利用は迅速かつ包括的に実施されるものとし、それらは信託公社によって保証されなければならない。このために、信託公社は、信託株式会社に対して、会社法から生まれるあらゆる機会を、その任務の達成のために利用することができるものとする、とした（第6条）。

(4) 管理評議会と構成

管理評議会（Verwaltungsrat）は、議長と16人の委員で構成される。委員は、信託公社に所属している企業の法律上の代表者であってはならない。この規定は、最初の管理評議会に対しては適用されないものとする。管理評議会は、以下の委員で構成される、とした（第7条第1～4項）：

- ① 閣僚評議会により任命される議長とその他の7人の委員、
- ② 人民議会に所属していて同議会によって選出される2人の委員、
- ③ 首相の提案に基づいて人民議会によって任命される7人の委員。

管理評議会の委員の任期は2年間とし、再任を認めるとした。委員の解任（Abberufung）と投票解任（Abwahl）については、上記選任方式が然るべく適応されるとした。つまり各選任主体において解任ないし票決解任を行うとしたのである（同第5項）。

管理評議会のいずれの委員にも、代理委員（Ersatzmitglied）を任命することができる。代理委員は、もし管理評議会委員がその公職期間（Amtszeit）の経過前に退任した場合、残りの公職期間において管理評議会の委員となる。代理委員の選任と解任については、正規委員と同様に、上記手続きを採るものとした（同第6項）。

管理評議会委員の注意義務と責任に対しては、株式法¹²⁾の第116条が法文通りに適用されるとした。因みに、株式法第116条は、「監査役会役員の注意

12) Aktiengesetz vom 6. September 1965 (BGBl. I S. 1089), zuletzt geändert durch Artikel 2 des Gesetzes vom 8. Dezember 2008 (BGBl. I S. 2369) : ドイツ連邦法務省公式サイト (<http://bundesrecht.juris.de/bundesrecht/aktg/gesamt.pdf>) からドイツ株式法をダウンロード。

義務と責任」に対しては、取締役の注意義務と責任を定めた第93条が文意通りに適用され、監査役会役員はとくに機密報告や機密協議に関して守秘義務を負う、と規定している。

(5) 管理評議会の任務

管理評議会は理事会の業務活動を監視し支援する。定期的に理事会の報告書を受け取り、資料を検討し、あるいは検討させることができる。信託公社に譲渡される旧人民所有財産の私有化および利用の基本諸問題、ならびに、他のすべての任務では、この定款に従って、理事会に助言を行う、とした（第8条第1～2項）。

管理評議会の議長は、すべての重要な業務用件に関して、信託公社の総裁から遅延なく報告を受けなければならない（同第3項）。管理評議会は、信託公社理事会の業務および法的行為が特に重要である場合にはそれらを評議会の同意に従わせるものとする（同第4項）。信託公社の経済計画は管理評議会の承諾を必要とする、とした（同第5項）。

(6) 会議と決議

管理評議会は業務の状況が必要とするたびごとに議長の招集によって集まり、しかしながら少なくとも4半期毎に集まるものとする。さらに同評議会は人民議会、首相、同評議会副議長のいずれかの要請にもとづいても、あるいは少なくとも同評議会の8人の委員がそれを申請する限り、招集されなければならない（第9条第1項）。招集は、議事日程の通知のもとに行われなければならない。会議は、招集後2週間以内に開かれなければならない。会議には、首相あるいは、首相により委任を受けた人物、またその都度に経済省、大蔵省、労働社会省の代表者が参加することができるものとする（第2項）。同評議会は、全委員が最新告知の住所のもとに招集され、議長あるいは代理を含む、少なくとも9人の委員が出席している場合に、決議を行うことができる、とした（第3項）。

管理評議会の決議は、投票された票の単純過半数をもって採決される。賛否同数の場合には、議長の票が議案を決する（同第4項）。欠席委員は、同委員の文書による投票を、一人の他の委員あるいは信託公社の理事を通じて行うことができこれを手渡させることができる（第5項）。管理評議会の議長は、同評議会委員がこの手続きに異議を唱えない場合、会議を招集しなくても、文書による、あるいはテレグラムによる採決の方法で、決議に持ち込むことができる（第6項）。管理評議会の会議に関して、議事録が作成されなければならない（第7項）。管理評議会の委員は、同委員の出費の補償（Ersatz）とともに、報酬（Vergütung）を受け取る。報酬は、首相によって決定される（第8項）。管理評議会の内規に対しては、他の法律が株式法に抵触しない限りで、株式法の諸規定が適用される、とした（第9項）。

(7) 管理評議会の委員会

管理評議会は、その任務の遂行のために、常設、あるいは臨時的の委員会を作ることができる、とした（第10条）。

(8) 理事会

理事会は、信託公社の総裁、その代理および、少なくとも3人の他の理事会メンバーで構成される（第11条第1項）。総裁、その代理および他の理事会メンバーは、管理評議会により、4年間の任期で任じられる。それらは、重要な理由がある場合には、解任されることができる（第2項）。理事会メンバーは、監査役会（Aufsichtsrat）における役員職の引受のためには、信託株式会社における同職を除いて、管理評議会の同意を要する。理事会メンバーは、任用前に公表されなければならない。またその他の兼職と兼務（Nebenämter und Nebentätigkeiten）も、管理評議会の同意を必要とする（第3項）。信託公社は、法的関係では、2人の理事会メンバーによって共同で、あるいは一人の理事会メンバーによって全権受任管理者

(bevollmächtigter Direktor) と共同で、代表される（第4項）。理事会は、信託法（Treuhandgesetz）、この定款（Satzung）および、閣僚会議によって認可された業務規則（Geschäftsordnung）に準拠して、信託公社の業務を営む。理事会は、それに義務付けられる任務を規則に従って達成し、また管理評議会の決定を遂行することに、責任を負う（第12条第1項）。理事会メンバーの注意義務および責任に対しては、株式法第93条が適切に適用されなければならない、とした（同第2項）。

(9) 資本参加

信託公社は、信託法にもとづいて、人民所有経済の登記簿に登録されている人民所有コンビナート、企業、施設および、他の法律上で独立した経済諸単位の転換によって成立する資本会社、もしくは、信託法の発効までに、ドイツ民主共和国における外国資本参加を伴う企業の創設と活動に関する1990年1月25日の行政命令（GBL1 Nr.4 S.16）にもとづいて設立された企業を含めて、すでに成立している資本会社の持ち分の所有者である（第13条第1項）。この持ち分は、閣僚会議の行政命令によって、信託株式会社に委譲される。信託公社の管理評議会は、合目的理由に従って、個々の信託株式会社に、信託公社によって保有されるべき資本会社の持ち分を割当てるものとする、とした（同第2項）。

(10) 資本参加に関する概観

信託公社は、信託公社により直接および間接に保有される資本参加に関して、間断なく概括を行わなければならない、とした（第14条）。

(11) 経済計画

信託公社は、閣僚会議と協力して、融資計画を含む経済計画を作成しなければならない、とした（第15条）。

(12) 年度末報告書と状況報告書

信託公社の理事会は、その資格 (Charakter) と任務に応じた年次報告書 (Jahresabschluss) を適切な期間内において作成し、また状況報告書 (Lagebericht) を作成しなければならない。それらは、管理評議会によって、共和国の会計監査院 (Rechnungshof) と合意の上で、任用されるべきである独立会計監査士 (Wirtschaftsprüfer) によって、監査されなければならない、とした (第16条)。

(13) 会計監査院による監査

共和国の会計監査院は、信託公社の財政・経済運営 (Haushalts- und Wirtschaftsführung) を監査するものとする、とした (第17条)。

(14) 最終決定

信託公社の定款は、その公表をもって発効する、とした (第18条)。

定款の本則に「信託公社によって創設されるべき信託株式会社の区分」と題する「付則」が付け加えられ、次のような信託株式会社が創設されるものとした：

- 重工業・信託株式会社
- 投資財工業・信託株式会社
- 消費財工業・信託株式会社
- サービス業・信託株式会社

以上において、「信託公社の定款」の中で成文化された公社の組織や業務に関する基本的な規則を詳しく見てきた。信託公社の任務、それを遂行するための権限と組織については、信託法において定められた。定款において初めて具体的に示された条規の中でとくに重要な事柄は、理事会メンバーと信託株式会社を設ける4業種区分である。理事会は、総裁とその代理、および

3人の他の理事で構成されるものとした。また4つの信託株式会社を創設し、それを通じて民営化事業を推進するものとした。しかし実際には、それらの信託株式会社は創設されなかった。信託公社は直接に自らの組織を通じて民営化事業を遂行した。なぜ、当初に描かれていた民営化事業構想が、実際には、すべて具現化されなかったのであろうか。その理由を知る上で手掛となる、信託株式会社の構想が存在したことに注目しておきたい。

(次稿へ続く)